フロンガスを使用する家電製品の廃棄処分方法について

家庭用の除湿機、冷風機、冷水機、除湿機能付き空気清浄機などの製品は、一部の機種において冷媒にフロン類（CFC、HCFC、HFC）が使用されているものがありますが、**紀の海クリーンセンターではフロン類を使用している家電製品の処理を行っておりません。**

※ただし、フロンが除かれたものは処理ができます。（下記参照）

廃棄方法

以下のいずれかの方法で廃棄してください。

1. 製造メーカーや販売店に引き取ってもらう。
2. 和歌山県に登録しているフロン類充填回収業者に依頼し、フロン類を抜いた後、「粗大ごみ」として搬入。（なお、搬入時にはフロン類回収証明書のコピーを貼付してください。）

フロンの有無の見分け方

機器の側面・背面に貼付している銘板（機器の名称や型式が記載されいているシール）や取扱説明書の機器仕様書欄等をご確認ください。

製造年によってはフロン類等が使用されていても記載のないものがあります。判断が難しい場合は、製造業者にお問い合わせください。

（参考）フロン類が使用されている製品には、以下のような記載がある場合が多いです。

- 冷媒ガス
- フロンガス
- R-12、R-134a、R-22 など（R で始まるもの）
- HFC-134a など
- HCFC-22 など
- CFC-12 など

銘　板　例

フロン類充填回収業者について

和歌山県のホームページで確認してください。（下記リンク参照）

🔗 和歌山県第一種フロン類充塡回収業者一覧（和歌山県ホームページ）

※一覧表には業者のみを対象とする事業所も含まれていますのでご注意ください。

フロン回収業者について詳しくは、和歌山県 環境政策局 環境管理課 までお問合せください。